保育施設の入所受付

かすみっ湖ホームページからも書類をダウンロードできます▶



市立保育所 2 所、民間保育所 4 所、認定こども園 3 園、地域型保育事業 1 園の新入所児童を募集します。 入所を希望する方は、受付期間などをご確認の上お申し込みください。

※認定こども園などにおける教育認定での利用を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。

▼入所申込書類

▼配布場所

問 子育て支援課(千代田庁舎)

市内施設希望者:11月1日圖から 市外施設希望者:随時配布 子育て支援課(千代田庁舎)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、 中央出張所(下稲吉コミュニティセンター)、市内各保育施設

▼対象児童 市内に住所があり、下記の理由で保育を必要とする方の児童

- ①家庭外労働や家庭内労働(自営業、農業、内職など)をしている方
- ②妊娠中、または出産後まもない方(産前産後の期間入所)
- ③自身の疾病や障害、病人の看護や介護をしていて保育が困難な方
- ④これから仕事を探す方、仕事をし始める方(起業準備を含む)など

- ①第一保育所は、令和7年3月31日をもって閉所とする方針です。
- ②やまゆり保育所は、令和8年4月からの民営化を計画しています。
- ③対象児童や必要書類などの詳細は、申込書と一緒に配布される『令和7年度保育施設利用のご案内』 をご確認ください。
- ④第1希望施設によって、受付場所や面談日時などが異なります。下記表および詳細をご確認ください。 なお、複数の受付場所に書類を提出する必要はありません。面談には必ずお子さんと一緒に来所してく ださい。
- ⑤市外の保育施設をご希望の方や、転入・転出を予定されている方は、受付期間や申込先が異なります ので、お早めに子育て支援課(千代田庁舎)へお問い合わせください。

No.	区分	種別	名称	受入年齢	住所	電話番号	面談受付日時
1	民間		やまゆり保育所	産休明け~	五反田 298-20	0299-59-2172	12月13日金13:30~15:00
2			わかぐり保育所	1 歳児~	下稲吉 519-2	0299-59-2882	12月11日丞13:30~15:00
3			のぞみ保育園	産休明け〜	東野寺 495-1	0299-23-5281	12月11日丞14:00~16:00
4			霞ヶ浦保育園	産休明け〜	坂 4458-1	029-896-2200	12月10日
5			プルミっこ保育園	産休明け〜	稲吉南 2 丁目 9-1	029-834-7003	12月9日月13:30~15:00
6			千代田保育園	産休明け〜	下稲吉 2402-1	029-832-6550	12月9日月14:00~16:00
7		認定こども園	美並未来みなみこども園	産休明け〜	上大堤 210-1	029-897-2770	12月11日丞13:30~16:30
8			神立幼稚園	産休明け〜	稲吉 2 丁目 18-8	029-831-0328	
9		地域型保育事業	キッズランドなないろ しもいなよし園	産休明け〜 2歳児まで	下稲吉 2632-11	0299-56-5761	施設にお問い合わせください
10		認定こども園	くりのみ自然幼稚園	満 2 歳~	宍倉 6204-13	029-831-4510	

No.1~9の施設を第1希望とする場合

受付場所:子育て支援課(千代田庁舎)

受付日時:11月18日月~12月6日 8:30~17:15まで(土・日・祝日および毎週木曜の延長窓口を除く) 注意事項:No.7またはNo.8の施設を第1希望とする場合のみ、事前に園で仮受付を行ってからご提出ください。

No. 10 の施設を第1希望とする場合

受付場所:同施設

受付日時:10月1日灰~12月6日園10:00~12:00まで(土・日・祝日を除く。時間外は要事前連絡)

オレンジリボン・児童虐待防止推進 「虐待かなと思ったら ☎ 189 へ通報 」

キャンペーン

11月は「児童虐待防止月間」です。市では「茨城県子どもを守ろうオレンジリボンたすきリレー 2024」に参加し、子ども虐待防止啓発活動に取り組みます。

オレンジリボン運動とは?

子ども虐待防止のシンボルマー クとしてオレンジリボンを広める ことで、子ども虐待をなくすこと を呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して子 どもの虐待の現状を伝え、多く の方に子ども虐待の問題に関心 を持っていただき、市民のネット ワークにより、虐待のない社会を 築くことを目指しています。



子ども虐待防止 オレンジリボン運動

あなたしか 気づいてないかも そのサイン

令和5年度「児童虐待防止推進月間」の標語

児童相談所虐待対応ダイヤル

189

親子のための 相談 LINE ▶



問 子育て支援課子ども未来室(千代田庁舎)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるよう、国民年金に上乗せして受給できる公的な年金制度であり、他の年金制度よりも農業者にとって有益なものになっています。

問農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

2 農業者の方は誰でも加入可能

加入資格:農業者で、次の条件をすべて満たす方

- ①20歳以上65歳未満の方(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
- ②年間60日以上農業に従事している方
- ③国民年金第1号被保険者の方(保険料納付免除者を除く)

2 少子高齢時代に強い年金(積立方式・確定拠出型)

加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原 資)により将来受け取る年金額が決まります。保険料は、月額2万円 から6万7千円までの間で自由に決められ、いつでも見直し可能です。

3 終身年金+死亡一時金

農業者年金は、原則 65 歳から生涯受け取ることができます。80 歳 到達月前に亡くなられた場合でも、亡くなった翌月から 80 歳到達月 までに受け取れる予定であった農業者年金の現在価値に相当する額が 死亡一時金としてご遺族に支給されます。 詳細は「農業者年金基金」のホームページをご覧ください▶



4 税制面での優遇措置

支払った保険料は、ご家族分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税、復興特別所得税の節税につながります。

また、保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。さらに、被保険者または受給者が死亡した場合に、遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

5 保険料の国庫補助

一定の要件を満たす農業者には 保険料が月額2万円で固定され、 最高1万円の国庫補助を受けるこ とができます。

6 広報かすみがうら 令和 6 年 10 月 20 日